感染症対応マニュアル

感染症予防のための衛生管理対策

(社会福祉法人 福角会) 放課後等デイサービス みらい 事業所内保育所 きらきらキッズ

I. 職員の衛生管理

- 1. 職員が感染源とならないために
- 2. 職員の服装及び衛生管理について
- 3. 手指等の衛生管理

II. 事業所の衛生管理

- 1. 保育室
- 2. 指導訓練室

III. 感染症の対応

- 1. 学校伝染病予防規則
- 2. 感染経路別対策
- 3. 感染症が疑われる場合
- 4. 感染症が発生した場合

感染症対応マニュアル

はじめに

このマニュアルは、放課後等デイサービスみらい・事業所内保育所きらきらキッズにおける職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・健康を守ることを目的とします。

一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい、人から人(生体から生体)へと移っていく場合を伝染病と呼びます。

集団生活の場所では伝染性の病気は流行する危険性が高くなります。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となります。伝染症が出た場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となります。

I 職員の衛生管理

- 1. 職員が感染源とならないために
 - ① 事業所で働く全ての職員は、年1回の健康診断は必ず受ける。
 - ② 調乳担当者、調理担当者は毎月2回、便の細菌検査(O-157、サルモネラ菌)を必ず受ける。
 - ③ 二次感染等の防止のため、事業所が定めたインフルエンザの予防接種を受ける。

2. 職員の服装及び衛生管理について

- ① 全職員
 - (ア)動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えるように準備しておく。
 - (イ) アクセサリー等の除去(ネックレス、イヤリングなど)を行う。
 - (ウ) 風邪等感染の症状があるときはマスクを着用する。
 - (エ)体調不良時や感染症に感染したおそれがある場合は、必ず上司及び管理者に報告する。これにより勤務を考慮する。
 - (オ)保育室・指導訓練室内は、清潔区域、園庭・園外・トイレは不潔域と考え区別する。
- ② 調理担当者
 - (ア)トイレに行くときは、白衣・エプロン・キャップは脱ぐ。
 - (イ) 三角巾や帽子(できるだけ髪を入れる)を着用する。

3. 手指等の衛生管理

- ① 全職員
 - (ア) 爪は短く切る。
 - (イ) 手に傷があるときは、児童に直接手を触れない。
- ② 調乳·調理担当者
 - (ア)水で手を濡らし薬用石けん液をつける。
 - (イ) 指、腕を洗う。特に指の間、指先をよく洗う。(親指に汚れが残りやすいので注意してよく洗う)
 - (ウ) 石けんをよく洗い流す。(20 秒程度)
 - (エ)よく乾燥させ、アルコールを適量手にとり、手全体を濡らし、乾燥させる。トレイ使用後も同様にする。
 - (オ) 手に傷のあるときは、使い捨ての手袋を使用する。
- ③ 園児・児童
 - (ア)トイレ使用後・食事前・外遊び後・動物を触った後には、必ず石けん手洗いをするよう指導する。
 - (イ) 園児・児童のタオルは個別とする。

Ⅱ 事業所の衛生管理

1. 保育室

	1	床	・1日最低3回(食後、おやつ後、夕方)消毒液で拭く。				
	2	畳	・週に2回程度消毒液で拭く。				
	3	机・椅子	・1日最低2回(食後・おやつ後)消毒液で拭く。				
保	4	壁・扉・棚	・1日1回、消毒液またはアルコールで拭く。				
保育室	(5)	尿	・専用雑巾を使用し、消毒液で拭く。				
•	6	便	・使い捨て布を使用し、消毒液で拭く。				
ほと	7	嘔吐	・使い捨て布を使用し、消毒液(塩素希釈液)で拭く。				
ふく室	*	便や嘔吐物で床	などが汚染した場合 (別紙1参照)				
室	•	嘔吐物につい	嘔吐物については、新聞紙等でくるみ、ビニール袋に入れて建物外の収集ボックス				
		に入れる。					
	•	使い捨て布で	消毒(塩素希釈液)し、清掃する。使い捨て布はビニール袋に入れて				
		建物外の収集	ボックスに入れる。				
玩具	1	洗えないもの	・週一回水および消毒液で拭き、日光消毒をする。				
が光	2	洗えるもの	・週1回洗濯し、日光消毒をする。				
	1	布団	・その都度日光に干す。				
浴寝室具	2	沐浴槽	・使用後、消毒液で拭く。				
室具		7下7百7百	・1日1回洗浄、消毒する。				
	3	汚物流し・床	・トイレ掃除時に洗剤で清掃・消毒する。				
	(1)	便器	・1日1回洗剤で清掃、消毒液で拭く。				
414	(1)	(文伯)	・汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。				
排泄	2	トイレの床、	・1日1回、消毒液で拭く。				
''-		ドア、取手、	・汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。				
		壁、スリッパ	1740にりでが形及だ左、旧母はてはく。				
7	1	トイレ用手拭	・使用毎に洗濯かごに入れる。1日2回洗濯する。				
その他		きミニタオル	区川時代での間面が、Cできないの。1日日日間の間面がの。				
	2	手拭きタオル	・1日2回交換、洗濯する。				
		職員用					
作为	ピュ	ューラックス使用	方法(ピューラックス使用例より)				
上り方毒液の		ピ ューラックス 10ml l	こ対し水 3 兆を混ぜる。(300 倍に薄めた液をダスターやブラン等につけて拭く)				
方版の	*	必ず子どもの手の	の届かない所に保管する。				

2. 指導訓練室

	① 床	・1日の活動終了後、消毒液で拭く。			
	② 畳	・週に2回程度消毒液で拭く。			
	③ 机・椅子	・使用後、消毒液で拭く。			
	④ 壁・扉・棚	・1日1回、消毒液またはアルコールで拭く。			
指	⑤ 尿	・専用雑巾を使用し、消毒液で拭く。			
導	⑥ 便	・使い捨て布を使用し、消毒液で拭く。			
指導訓練室	⑦ 嘔吐	・使い捨て布を使用し、消毒液(塩素希釈液)で拭く。			
室	便や嘔吐物で床などが汚染した場合 (別紙1参照)				
	嘔吐物につい	いては、新聞紙等でくるみ、ビニール袋に入れて建物外の収集ボックス			
	に入れる。				
	・・使い捨て布で	ご消毒(塩素希釈液)し、清掃する。使い捨て布はビニール袋に入れて			
	建物外の収集	ミボックスに入れる。			
玩具	① 洗えないもの	・週1回水および消毒液で拭き、日光消毒をする。			
が芸	② 洗えるもの	・週1回洗濯し、日光消毒をする。			
:具寝	① タオルケット	・その都度日光に干す。			

	2	浴槽	・使用前、後洗浄、消毒する。
	3	汚物流し・床	・トイレ掃除時に洗剤で清掃・消毒する。
LII.	1	便器	・1日1回洗剤で清掃、消毒液で拭く。 ・汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。
排 泄 ———————————————————————————————————	2	トイレの床、 ドア、取手、 壁、スリッパ	・1日1回、消毒液で拭く。 ・汚れたらその都度処理、消毒液で拭く。
その他	1	ミニタオル	・使用後に洗濯かごに入れる。
での温	2	手拭きタオル	・1日2回交換、洗濯する。
消	ピュ	ューラックス使用	方法(ピューラックス使用例より)
消毒液	•	ピ ユーラックス 10ml	に対し水3淵を混ぜる。(300 倍に薄めた液をダスターやブラン等につけて
13 D		拭く)	
作	*	備品室内に保管	する。

Ⅲ 感染症の対応

1. 感染症予防規則

平成30年3月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」を基本とし、みらい・きらきらキッズでの個別の感染症の症状の予防、感染拡大防止策の策定を行うこととします。

① 学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について(平成30年3月現在)

	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マー		
	ルブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病		
	原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、		
第一種の	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス		
原 強い 感染症	であるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6		
松米址	号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)		
	※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染		
	症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症		
	は、第一種の感染症とみなされます。		
第二種の	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、		
感染症	風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		
第三種の	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行		
感染症	性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症		
	学校保健安全法には、出席停止や臨時休業に関する規定があり、校長は、学校にお		
	いて予防すべき感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそ		
出席停止	れのある児童生徒等について、出席を停止することができます。この際、各学校に		
ح	おいては、児童生徒等に対する出席停止の措置等によって差別や偏見が生じること		
臨時休業	のないように十分に配慮する必要があります。		
	また、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、学校の全部又は一部の		
	休業を行うことができます。		

- ② 学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準
- (ア)第一種の感染症:治癒するまで
- (イ)第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く):次の期間(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない)

感染症名	登園基準
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療が終了するまで

麻しん	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過
加171生并下脉炎	し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがな
炎菌性髄膜炎) 及び第三種の感染症	いと認めるまで

(ウ)その他 感染症の出席停止の期間の基準:次の期間

感染症名	登園基準
急性灰白髄炎(ポリオ)	急性期の症状が治癒後
ジフテリア	治癒後
コレラ	治癒後
細菌性赤痢	治癒後
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められた後
腸チフス、パラチフス	治癒後
流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められた後
急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められた後
溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後 24 時間以降
A型肝炎	肝機能が正常化した後
B型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎてから
C 型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎてから
手足口病	症状が回復した後
ヘルパンギーナ	症状が回復した後
伝染性紅斑	症状が回復した後
ロタウイルス感染症	下痢、嘔吐が消失した後
ノロウイルス感染症	下痢、嘔吐が消失した後
サルモネラ感染症	下痢、嘔吐が消失した後
カンピロバクター感染症	下痢、嘔吐が消失した後
マイコプラズマ感染症	症状が回復した後
肺炎球菌感染症	症状が回復した後
RS ウイルス感染症	症状が回復した後
	病変部が被覆されていれば登園して可。ただし水痘を発
帯状疱疹	症する可能性が高い子どもの多い幼稚園、保育所ではか
	さぶたになるまで登園は控える。
とびひ(伝染性膿か疹・皮膚化膿症)	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき
日本脳炎	症状が回復した後
突発性発疹	症状が回復した後

(エ)出席停止期間の算定について

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目 とする。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日(1日目)、水曜日(2日目)及び木曜日(3日目)の3日間を休み、金曜日から登園許可(出席可能)ということとなる。

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指す。日数の数え方は上記と同様に、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、その翌日から1日目と数える。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断する。なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「"発症した後5日を経過"し、かつ"解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過"するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要がある。

2. 感染経路別対策

事業所で特に注意すべき主な感染症の感染経路には、飛沫感染、空気感染(飛沫核感染)、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策をとることが重要である。

である。		
感染経路の 種別	留意点・具体的対策	主な病原体
飛沫感染	 ・ 飛沫が飛び散る範囲は1~2m。 ・ はっきりとした感染症の症状がみられる児童(発症者)については、利用を控えてもらい、事業所内で急に発病した場合には医務室等の別室で保育する。 ・ インフルエンザのように、明らかな症状が見られない場合や、症状が軽微であるため医療機関受診にまでは至らない軽症の場合には、発症者を隔離するのみでは、完全に感染拡大を防止することはできないということに注意が必要。 ・ 児童の施設では、職員が感染しており、知らない間に感染源となるということがあるため、職員の体調管理にも配慮が必要。 	インフルエンザウイルス、 RSウイルス、アデノウイ ルス、風しんウイルス、ム ンプスウイルス、エンテロ ウイルス、麻しんウイル ス、水痘・帯状疱疹ウイル ス等
空気感染 (飛沫感染)	 ・飛沫感染の感染範囲は飛沫が飛び散る2m以内に限られているが、空気感染は室内等の密閉された空間内で起こるものであり、その感染範囲は空調が共通の部屋間等も含めた空間内の全域に及ぶ。 ・空気感染対策の基本は「発症者の隔離」と「部屋の換気」である。「麻しん」や「水痘」の感染力は非常に強く、発症している患者と同じ部屋に居た者は、たとえ一緒に居た時間が短時間であっても、既に感染している可能性が高いと考えられる。 ・「麻しん」や「水痘」では、感染源となる発病者と同じ空間を共有しながら、感染を防ぐことのできる有効な物理的対策はないため、ワクチン接種が極めて有効な予防手段である。 	麻しんウイルス、水痘・帯 状疱疹ウイルス等
接触感染	 ・ 感染源に直接触れることで伝播がおこる感染(握手、だっこ等)と汚染された物を介して伝播がおこる間接接触による感染(ドアノブ、手すり、遊具等)がある。 ・ 病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって病原体が体内に侵入する。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合もある。 ・ 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 ・ 集団生活施設においては、子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 ・ タオルの共用は絶対にせず、個別のタオルを使用する。 	ノロウイルス、ロタウイルス、ロタウイルス、RSウイルス、エンテロウイルス、アデノウイルス、アデノウイルス、風しんウイルス、かウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルス、インフルエンザウイルス、伝染性軟属腫ウイルス、ダニ(ヒゼンダニ等)、昆虫(アタマジラミ等)、昆虫(カンジダ菌、白癬菌等)
経口感染	 ・食事の提供や食品の取扱いに関する通知、ガイドライン等を踏まえ、適切に衛生管理を行うことが重要である。 ・集団生活施設では、通常、生肉や生魚、生卵が食事に提供されることはないが、魚貝類、鶏肉、牛肉等には、ノロウイルス、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等が付着・汚染している場合があり、生や加熱不十分な状態で食することによる食中毒が少なからず認められている。 ・調理器具の洗浄及び消毒を適切に行うことが大切である。また、生肉等を取り扱った後の調理器具で、その後の食材を調理しないことが大切である。 ・ノロウイルス、腸管出血性大腸菌等では、不顕性感染者が感染症に関サーズいることに気息がないままた原体な状出している。 	腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌、赤痢菌、コレラ菌、ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス、エンテロウイルス等

症に罹患していることに気付かないまま病原体を排出している

	場合があるため、調理従事者が手指の衛生管理や体調管理を行	
	うことが重要。	
	・ 血液には病原体が潜んでいることがあり、血液が傷ついた皮膚	B型肝炎ウイルス(HB
	や粘膜につくと、そこから病原体が体内に侵入し、感染が成立	V)、C型肝炎ウイルス(H
	する場合がある。	CV)、ヒト免疫不全ウイ
	・ 皮膚の傷を通して、病原体が侵入する可能性もあるため、子ど	ルス(HIV) 等
	もや職員の皮膚に傷ができたら、できるだけ早く傷の手当てを	
	行い、他の人の血液や体液が傷口に触れることがないようにす	
	ること。	
血液媒介感染	・ ひっかき傷等は流水できれいに洗い、絆創膏やガーゼできちん	
皿似殊月 松朱	と覆うようにし、子どもの使用するコップ、タオル等には、唾	
	液等の体液が付着する可能性があるため、共有しないことが大	
	切である。	
	・ 職員は子どもたちの年齢に応じた行動の特徴等を理解し、感染	
	症対策として血液及び体液の取扱いに十分に注意して、使い捨	
	ての手袋を装着し、適切な消毒を行う。	
	・ 全ての血液や体液には病原体が含まれていると考え、防護なく	
	触れることがないように注意することが必要である。	
	・ 病原体をもった蚊に刺されることで感染する感染症。	日本脳炎ウイルス、デング
	・ 溝の掃除により水の流れをよくして、水たまりを作らないよう	ウイルス、チクングニアウ
最报 众成为	にすること、植木鉢の水受け皿や古タイヤを置かないように工	イルス、
蚊媒介感染	夫することが蚊媒介感染の一つの対策となる。	マラリア等
	・ 緑の多い木陰、やぶ等、蚊の発生しやすい場所に立ち入る際に	
	は、長袖、長ズボン等を着用し、肌を露出しないようにする。	

3. 感染症が疑われる場合

- ① 発疹が出た場合 → 麻疹(はしか)、風疹、水痘(水ぼうそう)、溶連菌感染症、突発性発疹、 手足口病などの可能性あり。
- ② 眼充血・目やにがある場合 → プール熱、はやり目の可能性あり。
- ③ 発熱した場合 → 高熱(38℃程度)が出たら、症状、感染症状況、予防接種歴、既往歴、などから判断して、必要に応じて医務室にて隔離する。
- ④ その他の症状

耳の下の腫れ(おたふくかぜ)、微熱と咳(マイコプラズマ肺炎、結核、百日咳)、嘔吐・下痢(ロタウイスルによる乳児嘔吐下痢症、感染性胃腸炎)、下痢・血便(病原性大腸菌)高熱と口内炎(ヘルペス性歯肉口内炎)等に注意する。

- ⑤ 上記の①~④の症状があり感染症の疑いがある場合
 - (ア)対象となる病児を医務室にて隔離する。
 - (イ) 家族に連絡し、症状を報告して速やかに迎えを依頼する。
 - (ウ) 医療機関へ受診を依頼し、その結果を事業所へ報告してもらう。
 - (エ)保育室及び指導訓練室、トイレなど清掃消毒を行い、感染防止に努める。
- 4. 感染症が発生した場合

別紙2の支援マニュアルに従い、対応を行う

汚物(便・嘔吐物)処理

支援マニュアル (業務手順書)

	目的	・感染症の防止		
	流 れ 手順・ポイント		想定されるリスク	
1	準備物	 ペーパータオル ※トイレットペーパーは使用しない。 新聞紙 レジ袋 黄色のナイロン袋(ゴミ袋) 次亜塩素酸ナトリウム 原液より100倍希釈(水500mlにキャップ1杯) 希釈した液は24時間しか効力がない為、作ったその日に使いきるか処分。 使い捨てマスク 使い捨て手袋 スプレー容器 以上を収納バケツに常備準備し、各夜勤室・医務室・保育室に設置する。 	1.	トイレットペーパーは染み込んで汚物処理には適さない。
		 ※準備物を使い切った時は、必ず補充を行う。	*	必要な時に使用できない。
2	汚物の処理	 使い捨ての手袋とマスクを着用する。 汚物はペーパータオルを用いて、外から中へ寄せ集めるように取り除く。 ナイロン袋に入れる。汚物の量が多い時は新聞紙に包んだ上でナイロン袋に入れる。 汚物があった所やその周辺を、次亜塩素酸ナトリウム溶液を浸み込ませたペーパータオルで拭き取り、スーパー等のナイロン袋に入れる。 自分の靴底を消毒する。(消毒方法は4同様) レジ袋の口を縛り、黄色のナイロン袋に入れる。(2重) 使用した手袋を裏返しながら脱ぎ、黄色のナイロン袋に入れる。 袋の内側を触らないように口を縛り、中庭ゴミ倉庫内の汚物専用ペールボックスに入れる。 処理後は必ず石鹸でよく手洗いを行う。 	1. 2. 3. 4.	飛沫感染等の恐れ。 スプレーで直接吹きかけると、ウイルスが飛散する。 ウイルスの拡大。 ウイルスは乾燥すると空気中に漂う。
3	その他	(衣類の汚れ) 1. 汚物を取り除き、大まかな汚れを手洗い等で落とす。 2. 熱湯に15分程浸す。 3. 洗濯機で洗濯する。	1.	類の汚れ) 衣類を次亜塩素酸で消毒 すると色落ちする可能性 がある。

インフルエンザ発生時の対応

支援マニュアル (業務手順書)

-	- · ·	7 7 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
目的		・感染拡大を最小限に抑える。	
	 1	・罹患者への対応を適切に行う。	40-4-1-1-2-11-2-1
	流れ	手順・ポイント	想定されるリスク
	発生	1. 医務室を感染区域とする。 	1.
1	感染区域		
	確保		
		1. 感染区域確保の段階で以下の物を準備する。	
		①使い捨て手袋 ②防護服(エプロン) ③マスク	
		④ビニール袋(黄色4.5ℓ) ⑤布巾・雑巾・足拭きマット	
2	準備物	⑥スリッパ ⑦ビニールテープ ⑧記録用紙 ⑨ハンガー	
		(⑪筆記用具等(ボールペン・油性マジック・はさみ・バインダー)	
		(1)ゴミ箱(可燃・ブラ・ビン缶・汚物用)	
		②体温計 ③アルコール消毒 ④次亜塩素(ハイター等)	
		※ ①~⑭については、収納用パケツに常時準備しておく。	
		【ご家族への報告】	
		1. 利用児に罹患者が出た時点で、ご家族への報告を行う。	
		2. 罹患児者(利用児と職員)が10名になった時点で、全利用児の	
		ご家族へ感染状況の報告・説明を行うと共に家庭での対応(家庭	
		での静養)も視野に入れる。	
	報告	【法人リスクマネジメント委員会 (法人本部事務局)】	
3	報 古	1. 罹患者が発生した時点から終息するまでの間、随時報告を行う。 【行政への報告】	
		【1」以下の報点】 1. 罹患した利用児・職員が10名になった時点で行政関係者への報	
		告を行うと共に事故報告書(第1報)を提出する。	
		「保健所」	【保健所】
		【	
		健所への報告を行うと共に指示を仰ぐ。	1. 至应10分分20分分3
		1. 感染区域からの移動を制限し、非感染者との接触がないようにす	
		る。	
		2. 対応職員について	
		①感染者の介護・支援については、できる限り同じ職員を配置する。	
		また、罹患した後、業務復帰した職員がいる場合は、できる限り	
		その職員を配置する。	
		 ②職員は、感染区域内において、マスク・手袋・防護服(エプロン)	
		を着用。	
	感染利用者	3. 様子伺いについては、原則1時間おきに実施する。(表情・症状・	
4	への対応	検温・脈・状態に応じ血圧等。)	
		4. 記録については、様子伺い時の状況および水分摂取・服薬・食事	
		摂取量・睡眠等、随時記録を残す。	
		5. 病状が悪化した場合や急変時は、速やかに上司に報告・相談を行	
		い、必要な措置をとる。	
		6. 清掃・消毒については、毎食後、清掃および消毒を実施する。清	
		掃記録表や消毒表に基づいて実施する。清掃表等は掲示してお	
		<	
		7. 熱が下がって4日間は事業所の利用を中止していただく。	
		1. マスク着用を原則とする。利用児については、可能な範囲で着用	
		を促す。	
5	公用車使用	2. 罹患児及び罹患の可能性がある者を通院等で乗車させた場合は、	
		使用後すぐに車内換気を行い、車内を消毒する。(座席・ドアノ	
		ブ・ハンドル・シフトレバー等)	

		9 * Warten+740/L *** *
		3. 送迎で使用する場合は、乗車人数を極力減らす。
		1. マスクについて
		①マスクの着用は感染予防に効果的ではあるが、十分な科学的根拠
		はない。マスク着用と共に距離をおく等の配慮が必要。
		2. 手袋について
		①感染は手についたウイルスが口や鼻・目等の粘膜に触れても感染
		する。手袋を着用した手で粘膜に触れないよう注意する。
	7.014	②一人介助するごとに、手袋を交換する。外す(処分)する際は、
6	その他	手袋を裏返しがら外す (処分する)。
	(留意点)	3. 防護服 (エプロン) について
		①着脱時・廃棄する時等、自らに感染しないよう慎重に取り扱う。
		②一時的に保管する場合は、脱いだ防護服を消毒すると共に裏返し
		にしてハンガーに掛けておく。
		③1日使用した物は処分する。また、血液や嘔吐物・汚物等で汚れ
		た場合については、その都度交換。密封できる容器に回収する。
		処分する際もゴミ袋を開封しないよう留意する。
		1. 感染の疑いがある場合は、自宅待機し、一般医療機関を受診する。
		受診結果を電話で責任者等に報告し、出勤の可否を決定する。
		2. 感染が確認された場合は、自宅療養とする。解熱後、48時間は
	ᄥᄝᆉᆫ	療養し、解熱後3日目から出勤可能とする。その間、日々状況報
7	職員対応	告を行うこと。
		3. 出勤職員については、出勤時の検温を必ず実施し、責任者等に報
		告。業務中、体調の変化があった場合は、速やかに報告し対応を
		検討する。